

鹿児島市公共交通利用喚起支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した鹿児島市内の路線バス事業者、定期航路事業者及び軌道事業者が行う地域公共交通に係る事業（以下「公共交通事業」という。）の利用者の回復を図るため、事業者が行う広報活動等の利用喚起に係る取組に対して、予算の範囲内において、鹿児島市公共交通利用喚起支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、鹿児島市補助金等交付規則（平成9年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 路線バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営む者のうち、路線バスを運行する者をいう。
- (2) 路線バス 法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業として道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第1号に定める路線定期運行を行うバスのうち、「限定バス」、「定期観光バス」及び「高速バス」以外のものをいう。
- (3) 限定バス 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第86条第1項に基づき、旅客の範囲を限定する条件を付された乗合バスをいう。
- (4) 定期観光バス 路線定期運行を行うバスのうち、道路運送法施行規則第10条第1項第1号イの運賃を適用するものをいう。
- (5) 高速バス 路線定期運行を行うバスのうち、道路運送法施行規則第10条第1項第1号ロの運賃を適用するものをいう。
- (6) 定期航路事業者 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業を営む者をいう。
- (7) 軌道事業者 軌道法（大正10年法律第76号）第3条に規定する特許を受け、軌道事業を営む者をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に本店又は法第5条第1項第3号の事業計画に定める営業所（以下「営業所」という。）を有する路線バス事業者
- (2) 市内を営業区域とする定期航路事業者であって、市内の港を起点及び終点とした航路を有する者
- (3) 市内を営業区域とする軌道事業者であって、市内に停留場を有する者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業者は補助金の交付対象者とし

ない。

- (1) 暴力団及び暴力団員
 - (2) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配している法人等
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人等
 - (4) 役員等、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している法人等
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
 - (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等
 - (7) 前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら当該法人等と取引をしている法人等
- (補助金の交付基準等)

第4条 補助金は、予算の範囲内において、別表に定める基準により交付するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鹿児島市公共交通利用喚起支援事業補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1の2）
- (2) 事業収支予算書（様式第1の3）
- (3) 暴力団排除に関する誓約・同意書（様式第1の4）
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定による申請は、1申請者につき1回を限度とする。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、関係書類を審査し、適正であると認め、補助金の交付を決定した場合は、鹿児島市公共交通利用喚起支援事業補助金交付決定通知書（様式第2）により、申請者に通知する。

- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付することが不相当と認め、補助金の不交付を決定したときは、鹿児島市公共交通利用喚起支援事業補助金不交付決定通知書（様式第2の2）により、申請者に通知する。

(補助金の変更申請)

第7条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた申請者（以下「補助対象事業者」という。）は、交付決定後において、その交付決定に係る事業（以下「補助対象事業」という。）の内容を変更しようとするときは、鹿児島市公共交通利用喚起支援事業補助金変更承認申請書（様式第3）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、軽微な変更の場合は、この限りではない。

- (1) 事業計画変更書（様式第3の2）
- (2) 事業収支予算変更書（様式第3の3）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定における軽微な変更とは、次の各号に掲げる変更以外の変更をいう。

- (1) 補助対象経費が増額となる変更
- (2) 補助対象経費が3割を超えて減額となる変更
- (3) 補助対象事業の目的及び内容の著しい変更

3 市長は、第1項の規定による変更の申請があったときは、関係書類を審査し、適正であると認めたときは、交付の決定を変更し、鹿児島市公共交通利用喚起支援事業補助金交付決定変更通知書（様式第3の4）により、補助対象事業者に通知する。

（補助金の交付申請の取下げ）

第8条 補助対象事業者は、交付決定後において、当該申請を取下げるときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、鹿児島市公共交通利用喚起支援事業補助金申請取下届出書（様式第4）を市長に提出することで、申請の取下げができるものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（補助対象事業の中止及び廃止）

第9条 補助対象事業者は、交付決定後において、天災等のやむを得ない理由で補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、鹿児島市公共交通利用喚起支援事業補助金申請事業中止（廃止）承認申請書（様式第5）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による事業の中止又は廃止の申請があった場合において、当該事業の中止又は廃止を承認するときは、鹿児島市公共交通利用喚起支援事業補助金申請事業中止（廃止）承認通知書（様式第5の2）により、補助対象事業者に通知する。

（補助対象事業の遂行状況報告等）

第10条 補助対象事業者は、市長から補助対象事業の遂行状況の報告を求められたときは、速やかに当該状況に関し報告しなければならない。

（補助対象事業の実績報告）

第11条 補助対象事業者は、補助事業が完了したときは、事業が完了した日から30日以内又は令和5年3月10日のいずれか早い日までに、鹿児島市公共交通利用喚起支援事業補助金申請事業実績報告書（様式第6）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

い。

- (1) 事業収支報告書（様式第6の2）
- (2) 補助対象経費の支出を証明する書類又はその写し
- (3) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合においては、当該報告に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、鹿児島市公共交通利用喚起支援事業補助金確定通知書（様式第7）を補助対象事業者に通知する。

（補助金の交付請求）

第13条 前条の規定による通知を受けた補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、鹿児島市公共交通利用喚起支援事業補助金交付請求書（様式第8）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び返還命令）

第14条 市長は、補助対象事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取消し、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき
- (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

2 市長は、前項の規定により取消しを行った場合には、鹿児島市公共交通利用喚起支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第9）により補助対象事業者に通知するとともに、鹿児島市公共交通利用喚起支援事業補助金返還命令書（様式第9の2）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（補助金の経理等）

第15条 補助対象事業者は、当該補助金に係る経理について、その収支状況を明らかにするため、他の経理と明確に区別した帳簿等を備えておかななければならない。

2 前項の帳簿及び当該補助金の経理に係る証拠書類は、当該補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

この要綱は、令和4年8月4日から施行する。

別表（第4条第1項関係）

<p>補助対象経費</p>	<p>補助金の交付の対象となる経費は、公共交通事業の利用喚起を目的とした新たな企画やサービス等の実施に係る費用とし、次に掲げる条件のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症の影響により減少した公共交通事業の利用者数の回復を図るために必要なものと認められる経費であること。</p> <p>(2) 第6条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた日から令和5年2月28日までの間に行う利用喚起の取組に要する経費であること。</p> <p>(3) 証拠資料（見積書、納品書、請求書、領収書、成果物等）によって支払金額が確認できる経費であること。</p> <p>(4) 補助対象事業において、成果物を販売することで収益を得る場合、収入に相当する額を控除した経費であること。</p>
<p>補助対象外経費</p>	<p>次に掲げるものは補助対象外経費とする。</p> <p>(1) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税</p> <p>(2) 直接人件費</p> <p>(3) 公共交通事業の維持継続に関する経費（車両の維持補修費、保険料等）</p> <p>(4) 停留所（場）や施設等の環境整備に関する経費（バス停上屋やベンチの修繕費等）</p> <p>(5) 汎用性の高い備品等の購入経費（事務用のパソコン、テレビ、タブレット等）</p> <p>(6) 租税公課、減価償却費、一般管理費</p> <p>(7) 物品やサービスなどの支払先や支払内容が確認できない経費（領収書、レシート等がない経費）</p> <p>(8) 交付決定日より前に実施した事業の経費</p> <p>(9) その他、公的資金の用途として、社会通念上、不適切と認められる経費</p>
<p>補助率</p>	<p>補助対象経費の10分の10</p>
<p>補助金の限度額</p>	<p>1申請者につき100万円</p> <p>※1申請者が、複数の事業を実施している場合も、上記の限度額のとおりとする。</p>